年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの

9 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

静岡国民年金 事案 1667

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、結婚式を挙げた頃に国民年金の加入手続を行い、それ以降保険料を全て納付していた。60歳の時に送付された納付状況に関する通知には、婚姻後の国民年金加入期間に未納期間があるとのことだったが、社会保険事務所(当時)で確認したところ、納付記録の転記漏れが見つかり、記録訂正となったこともあった。加入手続以降の保険料に未納はないはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続以降、国民年金保険料を全て納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後における被保険者の状況から、申立人の加入手続は昭和 50 年8月頃に行われたものと考えられ、この頃初めて行われた加入手続により、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立人の居住市の被保険者名簿及び特殊台帳(マイクロフィルム)によると、加入手続が行われたと考えられる昭和 50 年度から保険料納付が開始されており、それ以降に未納とされているのは申立期間のみであり、かつ3か月と短期間であることから、これら記録の内容と申立人の主張内容に齟齬は見当たらない。

また、申立人の加入手続が行われたと考えられる昭和 50 年度から申立期間 前後の期間に係る国民年金保険料は、上述の市の被保険者名簿及び特殊台帳に よると、遅滞なく全て現年度に納付されている。

さらに、申立人は申立期間当時、住所変更や仕事内容等、生活環境に特段の 変化は無かったとしており、上述の納付状況から、あえて申立期間の保険料の み納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで 申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申 立期間は、A事業所から関連会社であるB事業所に転勤した時期であり、継 続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料精算書、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A事業所及び関連会社であるB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料精算書で確認できる昭和 61 年 9 月の厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和61年9月26日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申立期間は、A事業所から関連会社であるB事業所に転勤した時期であり、継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び当該同僚のうち一人が提出した 給料精算書から判断すると、申立人は、A事業所及び関連会社であるB事業所 に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和 61 年8 月のオンライン記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和61年9月26日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申立期間は、A事業所から関連会社であるB事業所に転勤した時期であり、継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言及び当該同僚のうち一人が提出した 給料精算書から判断すると、申立人は、A事業所及び関連会社であるB事業所 に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和 61 年8 月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和61年9月26日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申立期間は、A事業所から関連会社であるB事業所に転勤した時期であり、継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が発行した永年勤続表彰状、複数の同僚の証言及び当該同僚のうち一人が提出した給料精算書から判断すると、申立人は、当該事業所及び関連会社であるB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和 61 年8 月のオンライン記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立 期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

同一企業内での転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生 年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同事業所に継続して勤務し(昭和 55 年4月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和55年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 55 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月26日から同年10月1日まで 申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、申

立期間は、A事業所から関連会社であるB事業所に転勤した時期であり、継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び当該同僚のうち一人が提出した給料精算書から判断すると、申立人は、A事業所及び関連会社であるB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和 61 年8 月のオンライン記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、 平成13年11月から15年3月までの期間は24万円、同年4月は30万円、同年5月から16年5月までの期間は24万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までの期間は24万円、18年3月は32万円、同年4月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から18年5月1日まで

A事業所における申立期間に係る標準報酬月額は、実際に支給されていた 給与額と比較して低くなっているので、申立期間の標準報酬月額を、実際の 給与額及び厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成13年11月から15年3月までの期間は24万円、同年4月は30万円、同年5月から16年5月までの期間は24万円、同年6月は22万円、同年7月から同年9月までの期間は24万円、18年3月は32万円、同年

4月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録から確認できる標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 16 年 10 月から 18 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録により確認できる標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑦までについては、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7月 22 日は 15 万円、同年 12 月 22 日は 18 万円、16 年 7月 20 日は 12 万円、同年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 8 月 27 日は 12 万円、同年 12 月 26 日及び 18年 12 月 20 日は 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日

- ② 平成15年12月22日
- ③ 平成16年7月20日
- ④ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成17年8月27日
- ⑥ 平成17年12月26日
- (7) 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成19年7月18日

A事業所における申立期間①から⑧までの賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間①から⑧までの標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人が提出した賞与明細書の写しにより、 申立人は、当該期間においてA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間における申立人に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写しにおいて確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月22日は15万円、同年12月22日は18万円、16年7月20日は12万円、同年12月20日は18万円、17年8月27日は12万円、同年12月26日及び18年12月20日は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、申立期間①から⑦までにおいて、申立人と同様に申立事業所から賞与を受けたとする複数の同僚について、事業主は、当該期間に係る賞与支払届の提出をしておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成 15 年 7月 22 日、同年12月22日、16年7月20日、同年12月20日、17年8月27日、同年12月26日、18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間®について、申立人が提出した賞与明細書の写しにより、申立人は、 当該期間において 10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑧当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。